

鳥取市告示第623号

下記森林において、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年12月4日

鳥取市長 深澤 義彦

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林 別紙のとおり
- 2 縦覧場所
 - (1) 鳥取市農林水産部林務水産課 鳥取市幸町71番地
 - (2) 鳥取市公式ウェブサイト (<https://www.city.tottori.lg.jp>)
- 3 本告示により、鳥取市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

別紙

整理番	所在・地番	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
R5-1	鳥取市 佐治町 高山 824-1	山林	0.0941	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
	鳥取市 佐治町 高山 824-5	山林	0.0041	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
R5-2	鳥取市 佐治町 高山 824-6	山林	0.0064	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
	鳥取市 佐治町 高山 822-5	畑	0.0086	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
R5-3	鳥取市 佐治町 高山 825-2	山林	0.0430	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
	鳥取市 佐治町 高山 825-5	山林	0.0035	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
	鳥取市 佐治町 高山 851-1	山林	0.2556	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
	鳥取市 佐治町 高山 818-2	畑	0.0924	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
R5-4	鳥取市 佐治町 高山 827	山林	0.0536	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
R5-5	鳥取市 佐治町 高山 853-1	山林	0.1911	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
	鳥取市 佐治町 高山 881	山林	0.2555	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
	鳥取市 佐治町 高山 823-10	雑種地	0.0148	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
R5-6	鳥取市 佐治町 高山 1152-1	山林	0.0935	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
	鳥取市 佐治町 高山 1152-1	山林	0.0106	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
R5-7	鳥取市 佐治町 森坪 652-6	山林	0.1513	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
	鳥取市 佐治町 森坪 652-6	山林	0.0570	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
	鳥取市 佐治町 森坪 653	山林	0.0064	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
R5-10	鳥取市 佐治町 森坪 374-1	山林	0.0889	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
	鳥取市 佐治町 森坪 657-1	山林	0.3723	5年(R5.12.4~R10.12.3)	
	鳥取市 佐治町 森坪 657-1	山林	0.0011	5年(R5.12.4~R10.12.3)	